

(海難審判法施行規則の一部改正)

第三条 海難審判法施行規則(昭和二十三年運輸省令第八号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項中、「郵送」を、「送付」に改める。

第八十一条第一項中、「郵便」の下に、又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役割」を加える。

(船員職業安定法施行規則の一部改正)

第四条 船員職業安定法施行規則(昭和二十三年運輸省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「郵便」の下に、若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」を加える。

(海上運送法施行規則の一部改正)

第五条 海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三号様式の中「郵便」を「郵便及び郵便」に、

「郵便(ア)」

「郵便(イ)」

に

を

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

(河川法施行規則の一部改正)

第十条 河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中、「郵便」の下に、又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」を加え、郵送」を、「送付」に改める。

(ダム使用権登録令施行規則の一部改正)

第十一条 ダム使用権登録令施行規則(昭和四十二年建設省令第五号)の一部を次のように改正する。

第九条中、「郵送料」を、「送付に要する費用」に改め、郵便切手」の下に、又は国土交通大臣が定めるこれに類する証票」を加える。

(開発道路に関する占用料等徴収規則の一部改正)

第十二条 開発道路に関する占用料等徴収規則(昭和四十二年建設省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中、「に相当する額」を、「を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額」に改める。

別表占用物件の欄法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物の項中、「郵便差出箱」の下に、「及び信書便差出箱」を加える。

(自動車登録規則の一部改正)

第十三条 自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中、「郵送料」を、「送付に要する費用」に改め、郵便切手」の下に、又は国土交通大臣が定めるこれに類する証票」を加える。

附則

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十九号

自然公園法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二十九号)及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の施行に伴い、並びに環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第四条第三項(同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年三月二十八日

国土交通大臣 林 寛子

道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令等の一部を改正する省令

(道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正)

第一条 道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第三号二中、第十条第一項を、「第五条第一項」に、「第四十一条」を、「第五十九号」に改め、同号ル中、「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第一項」を、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項」に改める。

(湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正)

第二条 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。